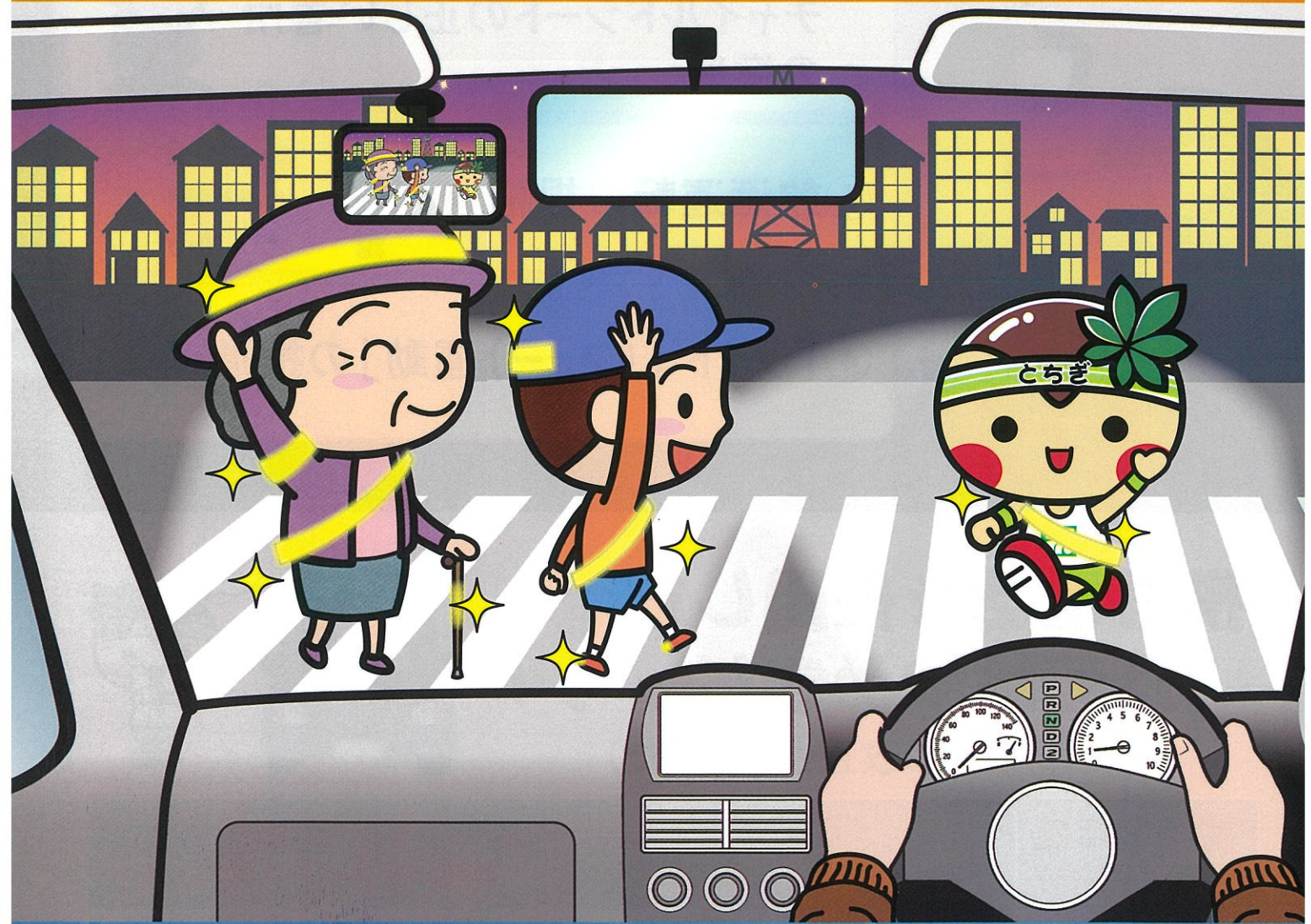


令和元(2019)年

年末の

交通安全県民総ぐるみ運動

12月11日(水)~12月31日(火)までの21日間



16時からライト点灯

原則ハイビーム

※対向車や先行車等がいるときは、ロービームに切り替えて下さい

主唱：栃木県 栃木県交通安全対策協議会

栃木県のホームページ (<http://www.pref.tochigi.lg.jp>)
このチラシは栃木県のホームページからもご覧になれます

運動の重点

① 子供と高齢者の
交通事故防止



② 全ての座席のシートベルトと
チャイルドシートの正しい着用の
徹底



③ 飲酒運転の根絶



④ 「ライト4(フォー)運動」の推進

携帯電話を使用した 運転はやめましょう!

(法律が一部改正されました)



携帯電話使用等(保持)	改正前 (反則金及び基礎点数)		改正後 (反則金及び基礎点数)	
大型車	7,000円	1点	25,000円	3点
普通車	6,000円		18,000円	
二輪車	6,000円		15,000円	
原付車	5,000円		12,000円	

罰則 6月以下の懲役又は10万円以下の罰金

※ 道路における交通の危険を生じさせた場合の携帯電話使用等は、
罰則 **1年以下の懲役又は30万円以下の罰金、基礎点数6点**
に改正されました。